

令和7事業年度
事業報告書

独立行政法人 労働者健康安全機構

目 次

1	法人の長によるメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	法人の目的、業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	（1）法人の目的	
	（2）業務内容	
3	政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）・・・・・・	5
4	中期目標・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	（1）概要	
	（2）一定の事業等のまとまりごとの目標	
5	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等・・・・・・・・・・	14
6	中期計画及び年度計画・・・・・・・・・・・・・・・・	15
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉・・・・・・・・・・	20
	（1）ガバナンスの状況	
	（2）役員等の状況	
	（3）職員の状況	
	（4）重要な施設等の整備等の状況	
	（5）純資産の状況	
	（6）財源の状況	
	（7）社会及び環境への配慮等の状況	
	（8）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
8	業務運営上の課題・リスク及びその対応策・・・・・・・・・・	27
	（1）リスク管理の状況	
	（2）業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9	業績の適正な評価の前提情報・・・・・・・・・・・・・・・・	29
10	業務の成果と使用した資源との対比・・・・・・・・・・	37
	（1）当事業年度の主な業務成果・業務実績	
	（2）自己評価	
	（3）当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	
11	予算と決算との対比・・・・・・・・・・・・・・・・	40
12	財務諸表・・・・・・・・・・・・・・・・	41
13	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報・・・・・・・・・・	44
14	内部統制の運用に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・	46
15	法人の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	（1）沿革	
	（2）設立に係る根拠法	
	（3）主務大臣	
	（4）組織図	
	（5）事務所の所在地	
	（6）主要な特定関連会社等の状況	
	（7）主要な財務データ（法人単位）の経年比較	
	（8）翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画（法人単位）	

16	参考情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	(1) 要約した財務諸表の科目の説明	
	(2) その他公表資料等との関係の説明	

1 法人の長によるメッセージ

(1) はじめに

私たち独立行政法人労働者健康安全機構（以下「当機構」という。）は、厚生労働省所管の法人であり、働く人々の健康を守り、病気を治療し、職場復帰を推進するための活動や研究などを行っています。

昨今の社会情勢においては、人口の高齢化に伴って疾病を持つ勤労者の方々が増加しており、かつ働き方改革に伴って、高齢者や女性の積極的な社会参加が求められています。

このような状況において、医療に求められる役割も変化しており、病気に対して治療するだけでなく、職場への復帰、また復帰後においても、治療と仕事が両立できるよう、医療と職場が連携することが求められています。

また、職場においても、働きやすい職場づくりのためには、従業員の方々の健康を改善又は維持して病気にかかることを予防することが重要な課題であり、そのための環境整備が求められています。

当機構は、独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所が統合するとともに、また日本バイオアッセイ研究センターの事業を追加して、平成 28 年 4 月から「独立行政法人労働者健康安全機構」として発足しました。

両法人がこれまで行ってきた業務を着実に継続するとともに、労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院等の臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限に発揮させることで、引き続き労働者の健康と安全の確保に寄与してまいります。

(2) 事業内容

当機構は、過労死関連疾患、アスベスト、メンタルヘルス、脊髄損傷など、勤労者の職業生活を脅かす疾病や事業場における災害に関して、働く人の視点に立って被災労働者などが早期に職場復帰し、疾病の治療と職業生活の両立が可能となるような支援を推進し、職業性疾病について臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査・研究、その成果の普及を行うことにより労働者の健康及び安全の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支払等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与しています。

このため、機構では、労災病院、治療就労両立支援センター、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、産業保健総合支援センター、労働安全衛生総合研究所、などの運営を行うことにより

ア 労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供、治療と仕事の両立支援、労災疾病研究とモデル予防法・モデル医療技術の開発・普及

イ 労働現場における負傷、疾病等の災害の防止を図るための高度な専門的知見に基づく災害原因の調査と再発防止策の提言等

- ウ 化学物質等の有害性調査
- エ 産業保健関係者（職域関係者）に対しての研修等を通じた知見の普及
- オ 企業倒産に伴い賃金未払のまま退職した労働者に対する未払賃金の立替払
- カ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支払等の事業を行っています。

（３）主な事業

＜労災病院の事業＞

労災病院は、勤労者の職業生活を医療の面から支えるという理念の下、アスベスト関連疾患、勤労者のメンタルヘルス、業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）等を最重点分野としつつ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の勤労者が罹患することの多い疾病も含め、その予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至るまで一貫した高度・専門的医療を提供しているところです。

また、労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に研究を行い、その最新の研究成果を踏まえて、産業医等関係者、地域の労災指定医療機関関係者に普及する活動にも取り組んでおり、労災医療全体の質の向上を図っているところです。特に、アスベスト関連疾患等、一般的に診断が困難な労災疾病については積極的に対応しているところです。

勤労者医療を継続的、安定的に支えるためにも、経営基盤となる５疾病６事業等の診療機能を充実させ、地域の中核的医療機関となるよう努力しているところです。

＜調査研究の事業＞

労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発、勤労者医療を中心とした高度・専門的医療の提供などを着実に実施するとともに、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより、労働災害防止に関する基礎・応用研究機能と臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究を行い、社会の期待により一層応えられるような体制を整えております。

また、産業活動に伴い依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、モデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及に取り組んでおります。

さらに、化学物質に係るリスクアセスメントの実施に資するため、ラット、マウス等の実験動物を用いた、吸入ばく露試験などによる安全性試験、また短期ばく露試験法をはじめとした試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究に取り組んでいます。

なお、機構においては、研究倫理教育を計画的に推進していくことで、研究活動

の不正行為を防止するとともに、研究倫理意識の向上、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対応するための研究インテグリティの確保等の取組を行っているところです。

<産業保健総合支援センターの事業>

労災病院事業と連携しつつ、職場のメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害、アスベストによる健康障害等の社会的政策課題、高齢労働者が増えている中小企業に対する地域産業保健センターによる健康相談等について事業場の産業医、衛生管理者等産業保健関係者がその役割を十分に発揮できるよう、経験豊富な専門スタッフが研修、相談、情報提供等の支援サービスを提供しているところです。

<未払賃金立替払の事業>

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払となっている賃金の一定額について、政府が事業主に代わって立替払を行う制度の運用を当機構で行っています。

未払賃金立替払については、審査処理体制の強化を図りつつ原則週1回払いの堅持、審査業務の標準化の徹底等に取り組むとともに、労働者の賃金請求権を代位取得し、事業主等へ求償しています。

(4) おわりに

当機構は、国民の皆様が健康に、かつ安心して働くことができるようこれらの課題に取り組んでおり、全国に配置されている労災病院、治療就労両立支援センター（部）、産業保健総合支援センターにおいて、病気の治療と仕事の両立支援とそのための人材育成、企業の産業保健関係者の方々への支援など様々な事業を実施しています。

さらに、労働安全衛生総合研究所において、理学、工学、医学、健康科学等様々な観点から総合的・専門的に労働災害や職業がん等を防止するための研究・調査を行っています。

以上の活動を通して、私たちは全ての働く人々の支えとなれるよう精進してまいります。

独立行政法人労働者健康安全機構
理事長 大西 洋英

2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

当機構は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支払等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としています（独立行政法人労働者健康安全機構法第3条）。

(2) 業務内容

当機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法第3条の目的を達成するため社会復帰促進等事業のうち次の業務を行うこととなっています。

ア 業務災害又は通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

（ア）療養施設の設置及び運営

イ 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

（ア）納骨施設の設置及び運営

ウ 労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

（ア）労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務についての知識及び技能に関し、産業医その他当該業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営

（イ）賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第3章に規定する未払賃金の立替払事業

エ 事業所における労働災害や職業性疾病を防止するために必要な事業及び職業がんから勤労者を守るために必要な事業

（ア）労働安全衛生総合研究所の設置及び運営

オ 石綿にさらされる建設業務に従事することにより、石綿関連疾病にかかった労働者等に給付金の支払の確保を図るために必要な業務

（ア）特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支払等

カ その他

（ア）ア～オの事業に附帯する業務

（イ）労働安全衛生融資に係る債権の管理及び回収

（ウ）カ（イ）の事業に附帯する業務

3 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

当機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法第3条の規定に基づき、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与するという目的の下、「勤労者医療の充実」、「勤労者の安全向上」及び「産業保健の強化」を理念に法人運営を行っています。

労働者の高年齢化とともに職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向にあり、勤労者医療の重要性が高まっています。特に治療と仕事の両立支援については、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）及び「第4期がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）の評価指標一覧において、当機構が実施する両立支援コーディネーターの基礎研修の受講者数が新たな指標とされたところです。

労働災害発生状況について、労働災害による死亡者数は減少しているものの、労働災害による休業4日以上死傷者数は、ここ数年増加傾向にあります。また、労働者の高齢化や第3次産業への就労者の増加に伴い、労働者の作業行動に起因する「転倒」、「動作の反動・無理な動作」などの労働災害が増加していることや、中小事業場等における安全対策の遅れ、令和4年5月の労働安全衛生規則等の改正による事業場における化学物質の自律的管理体制への対応が課題となっています。

産業保健については、中小事業場における産業保健活動の支援とともに、女性労働者及び個人事業者の増加に伴う健康増進等の産業保健上の対応が課題となっています。さらに、国民の利便性等向上のためのデジタル社会の実現に向けて、手続のオンライン化、関係機関との情報連携及びデジタル技術を活用した新たな事業展開が求められるとともに、それを担うデジタル人材の育成・確保も課題となっています。

このような状況の下、当機構は、勤労者医療の拠点として労災病院の安定的な経営を確保し、勤労者医療を充実させるとともに、労働災害の防止、労災疾病等に係る研究について、行政政策に反映される研究を進め、勤労者の安全向上に取り組み、さらに、個人事業者なども含め多様な働き方に対応した産業保健活動への支援を推進することにより、労働者の安全及び健康の確保並びに労働者の福祉の増進に係る取組を効果的かつ効率的に実施してまいります。

なお、当機構の政策体系図は次のとおりです。

独立行政法人 労働者健康安全機構 政策体系図

働く人の健康と安全を巡る現状と課題

- 職場における労働者の高年齢化の進展とともに職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増加傾向で推移。
- 第3次産業や中小企業における安全対策の遅れ。
- 化学物質に対する事業場における自律的管理規制への対応。
- 女性労働者の増加に伴う職場における女性の健康推進等の産業保健上の対応。
- 働き方の多様化による個人事業主の増加への産業保健上の対応。
- デジタル社会の実現に向けたデジタル技術等を活用した新たな事業展開。

厚生労働省の政策目標

- ① 労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び政策医療を推進すること。
- ② 労働者の健康確保のため、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるよう、労働者の治療と仕事の両立の支援を行うこと。
- ③ 職場における労働者の健康及び安全の確保を図ること。
- ④ 労働者の健康確保を図るため、事業場の産業保健活動を支援すること。
- ⑤ 企業の倒産により、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対する保護措置等を講じ、労働者の生活の安定を図ること。
- ⑥ 労働災害により殉職された方々を慰霊すること。
- ⑦ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害の賠償を行うこと。

第5期中期目標期間における労働者健康安全機構の役割

機構理念

勤労者医療の充実

① 労災病院・専門センター事業

- 勤労者医療の推進
- 大規模労働災害、新興感染症等への対応
- 地域医療への貢献
- 重度被災労働者に対する職業・社会復帰の支援

② 治療就労両立支援事業

- 治療や患者支援の推進
- 企業等に対する支援
- 人材育成の推進
(両立支援コーディネーターの養成)

勤労者の安全向上

③ 研究及び試験・労働災害調査・化学物質の有害性調査事業

- 労働安全衛生施策の企画立案に貢献する研究の重点化
- 研究成果の普及・活用
- 化学物質の自律的管理への支援等
- 労働災害の原因調査の実施
- 化学物質の有害性調査の実施

産業保健の強化

④ 産業保健活動総合支援事業

- 産業医及び産業保健関係者への支援
- 事業場における産業保健活動の支援
- メンタルヘルス対策の推進
- 産業保健活動総合支援事業の利用促進

勤労者福祉の向上等

⑤ 未払賃金立替払事業

- 企業の倒産により未払となった賃金の一部を事業主に代わって労働者に立替払を実施

⑥ 納骨堂の運営事業

- 産業災害殉職者の御霊を奉安する霊堂の環境整備
- 産業殉職者合祀慰霊式の実施

⑦ 給付金等の支払業務

- 特定石綿被害建設業務労働者等給付金等の支払業務を実施

4 中期目標

(1) 第5期中期目標の概要等

厚生労働大臣から指示された当機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）の構成及び概要は、次のとおりです。

詳細につきましては、第5期中期目標を御覧ください。

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

第2 中期目標の期間

令和6年4月から令和11年3月までの5年間

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進

(1) 疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供

- ・労災病院が行う勤労者医療について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携の下、先導的に実施するとともに、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させること。
- ・アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が困難な疾病や、脊髄損傷については、協働研究や労災疾病等に係る研究の結果を共有しつつ、積極的に医療を提供すること。

(2) 大規模労働災害、新興感染症等への対応

- ・労災病院において、大規模労働災害や新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に速やかに対応できるよう、可能な限り体制を確保すること。
- ・感染症法の改正を踏まえ、感染症発生・まん延時には、各都道府県知事からの指示を受け、病床の割り当て等に係る協定にのっとり対応を行うとともに、厚生労働大臣からの要請があった場合には、可能な限り県境を越える医療人材の広域派遣を行うこと。

(3) 地域医療への貢献

- ・労災病院において、都道府県が策定する第8次医療計画や医療圏ごとの特性などを踏まえ、効果的な地域医療連携を推進すること。
- ・地域の医療機関との連携に当たっては、地域の医療ニーズの分析や関係機関との調整など機構本部が必要に応じて支援を行うこと。 など

(4) 医療情報の ICT 化の推進

- ・労災病院においては、医療の質の向上と効率化を図るため、電子処方箋をはじめ、「医療 DX の推進に関する工程表」に基づき政府が進める医療分野での DX の各取組に率先して取り組む等、医療情報の ICT 化の一層の推進を図ること。

(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

(6) 治験の推進

- (7) 産業医等の育成支援体制の充実
- (8) 労災病院ごとの目標管理の実施
- (9) 行政機関等への貢献

2 治療と仕事の両立支援の推進

(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

- ・ 労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対して診断時から治療の過程、退院時に至るまで、両立支援コーディネーター等を活用し、患者へのきめ細かな支援を行うこと。
- ・ 労災病院以外の医療機関の患者に対しては、産業保健総合支援センターが両立支援コーディネーター等を活用しつつ地域の医療機関との連携、協力関係を構築し、労働者への支援を推進すること。
- ・ 治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルについて、治療就労両立支援センター等において新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、更新してその充実を図り、労災保険指定医療機関等及び事業場に普及すること。など

(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援

- ・ 産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応及び③労働者と事業場との間の個別調整支援について、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る対応も含め、円滑かつ適切に実施すること。
- ・ 産業保健総合支援センターは、労災病院又は治療就労両立支援センターと連携をした上で、企業等に対する支援を実施すること。

(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成

- ・ 両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図るための研修（事例検討会等）を実施すること。など

3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

- ・ 重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて、効率的・効果的な運営に努めること。
- ・ 医療リハビリテーションセンターにおいて、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発・普及に取り組むこと。
- ・ 総合せき損センターにおいて、初期治療から社会復帰までの一貫した医療を行うとともに、脊髄損傷治療の質の向上に資する最新の治療の研究等へ

の協力を行うこと。

4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究及び労災疾病に係る研究開発の推進

- ・労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進するため、行政課題を踏まえて、プロジェクト研究、協働研究、基盤研究、行政要請研究、労災疾病等研究、過労死等に関する調査研究及び放射線に関する調査研究を確実に実施すること。

プロジェクト研究

第14次労働災害防止対策計画で示された行政課題を踏まえ、以下の視点を踏まえた研究テーマの設定を行い、明確な到達目標を定めて重点的に研究資金及び研究要員を配置する研究。

- ①労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点
- ②労働者（中高年の女性中心）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進の視点
- ③高齢労働者の労働災害防止対策の推進の視点
- ④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進の視点
- ⑤DXの進展を踏まえた安全衛生対策の推進の視点
- ⑥業種別の労働災害防止対策の推進の視点
- ⑦労働者の健康確保対策の推進の視点
- ⑧化学物質等の危険性・有害性に基づく健康障害防止対策の推進の視点
- ⑨化学物質対策における事業場の自律的な取組の促進の視点

(2) 研究の実施体制等の強化

(3) 国際貢献、海外への発信

(4) 研究評価の厳正な実施と評価結果の公表

(5) 研究成果の積極的な普及・活用

- ・調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知及び国内外の労働安全衛生に関する基準の制定、改正等に積極的に貢献すること。
- ・調査及び研究の成果やモデル医療法、モデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、労働者の安全及び健康に関する調査及び研究の成果については、安全衛生技術講演会等で広く周知すること。など

(6) 労働災害の情報分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

- ・労働者死傷病報告のデータを労働安全衛生総合研究所において効率よく統計処理し、災害原因等の要因解析を行うこと。

- ・安全衛生の取組の効果について、事業者の納得性を高めるため、科学的根拠に基づき労働災害防止対策の有効性を証明するとともに、災害原因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化する。

(7) 化学物質の自律的管理への支援

- ・労働安全衛生総合研究所化学物質管理研究センターにおいて、GHS 分類、モデル SDS の作成、化学物質による労働災害の分析、情報発信等を行い、事業場における化学物質管理の支援を行うこと。
- ・小規模事業場における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行うこと。

5 労働災害の原因調査の実施

- ・迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、速やかに厚生労働省に報告を行うこと。
- ・災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。
- ・調査実施後、調査内容については、厚生労働省における捜査状況及び企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。

6 化学物質の有害性調査の実施

- ・化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、労働安全衛生総合研究所において有害性調査を実施する体制を整備すること。
- ・短期の吸入試験及び経皮試験を中心に、OECD ガイドライン等に基づき、計画的に有害性調査を実施すること。
- ・試験の実施に当たっては、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定を行うこと。
- ・短期ばく露試験法をはじめとした試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究に取り組むこと。
- ・有害性調査の成果の普及については、積極的に論文等として公表するとともに、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。

7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

(1) 産業医及び産業保健関係者への支援

- ・産業医及び産業保健関係者が実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業現場のニーズを踏まえ、産業保健総合支援センターにおける研修を実施すること。
- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて、対応に

苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を整備した上で、効果的に運用すること。など

(2) 事業場における産業保健活動の支援

- ・事業主、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、産業保健総合支援センター等において国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。
 - ・働く女性の健康支援に関する研修を拡充し、女性特有の健康課題に係る理解と事業場における対応の促進を図るほか、新たに事業者等向けに化学物質管理に係る研修を実施すること。
 - ・令和4年5月の労働安全衛生規則等の改正による新たな化学物質規制について、産業保健総合支援センターの産業保健相談員として委嘱した労働衛生コンサルタント等が相談に応じられる体制を整備した上で、効果的に運用すること。
 - ・産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行うこと。
 - ・事業主団体等における産業保健活動に対する助成等の支援を行うこと。
- など

(3) メンタルヘルス対策の推進

- ・事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、メンタルヘルス対応の専門的な知識・経験を有する産業医、心理職、保健師の配置拡大等、産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る支援体制を整備すること。
- ・産業医等の産業保健関係者を対象として、メンタルヘルス対策に係る専門的研修を強化する等、支援の充実を図ること。など

(4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進

8 未払賃金の立替払業務の着実な実施

(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償

(2) 情報開示の充実

(3) 未払賃金立替払請求等のシステム化

- ・未払賃金立替払の請求について、令和7年度末までにオンライン化に向けて調整するとともに、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、機構が保有する未払賃金立替払システムと情報連携ができるよう、可能な限り令和7年度末までにシステム改修を行い、利用者の利便性向上を図ること。

9 納骨堂の運営業務

- ・高尾みころも霊堂が、労働災害で亡くなられた方々の慰霊の場としてふさわしい環境になるよう、適切な管理・運営を行うこと。

- ・IT 技術を活用することにより、来堂できなくても疑似体験できるような新たなシステムを構築すること。

10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項

- ・給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。
- ・評価に当たっては、支払件数、支払に要した期間及び個人情報の取扱いに関する規程等の整備状況を勘案し評価を実施する。

第4 業務運営の効率化に関する事項

- ・機構における働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。また、改正医療法に基づく医師の働き方改革への取組を着実に実施すること。
- ・理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分、人事配置等を弾力的に行えるよう機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。
- ・運営費交付金を充当して行う事業について、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。
- ・情報システムについて、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。など

第5 財務内容の改善に関する事項

- ・物価高騰や患者減少等による労災病院の経営状況の悪化を踏まえ、各労災病院の収入の増加及び支出の削減に繋がる方策に取り組むこと。具体的には、令和7年度について労災病院ごとに「収入額」が「投資的経費を含む支出額」を上回る収支改善計画（以下「黒字計画」という。）の策定を原則としていることを踏まえ、その達成に万全を期すとともに、計画段階で黒字化が困難な労災病院については、地域医療構想調整会議における地域での検討状況等を踏まえ、移譲や統廃合等の方策について早期に結論を得ること。
- ・黒字計画を策定した労災病院については、その実効性を確保するため、機構本部はその執行状況を管理し、状況に応じて必要な措置を講じること。さらに、令和7年度において収支改善が図れなかった労災病院については、令和8年度以降の収支改善計画においても同様の取組を行うこと。
- ・全ての労災病院においてコストの削減を図るため、独立行政法人国立病院機構等との医薬品、高額医療機器等の共同購入を実施するなど、公的医療機関と連携を行うことで、労災病院の経営改善を図ること。
- ・労災病院の収支改善に必要な医業収入を確保するため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。

- ・医療圏ごとの実情を踏まえ、客観的な指標を設定することで、病院施設を効率的に稼働させ、収支改善を図るための医業収入を確保すること。など

第6 その他業務運営に関する重要事項

- ・労災病院において、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。
- ・労災看護専門学校において、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。
- ・内部統制について、その仕組みを有効に機能させるために中期計画・年度計画の進捗状況について点検・検討等の自己評価を行い、理事長のリーダーシップに基づくPDCAサイクルを適切に実施すること。
- ・機構の理念について、職員に浸透を図ることにより、職員一人ひとりが機構に与えられた役割を全うできるように努めること。
- ・機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。など

(2) 一定の事業等のまとめりの目標

当機構は、中期目標における一定の事業等のまとめりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分名は以下のとおりです。

一定の事業等のまとめりの区分	勘定区分
労災病院事業	社会復帰促進等事業勘定
治療就労両立支援事業	社会復帰促進等事業勘定
専門センター事業	社会復帰促進等事業勘定
研究及び試験事業	社会復帰促進等事業勘定
労働災害調査事業	社会復帰促進等事業勘定 一般勘定
化学物質等の有害性調査事業	社会復帰促進等事業勘定
産業保健活動総合支援事業	社会復帰促進等事業勘定
未払賃金立替払事業	社会復帰促進等事業勘定
納骨堂の運営事業	社会復帰促進等事業勘定
特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定
看護専門学校事業	社会復帰促進等事業勘定
労働安全衛生融資貸付事業	社会復帰促進等事業勘定

5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当機構は、以下の理念・行動指針に基づき運営しています。



(独)労働者健康安全機構の理念・行動指針

理念

「勤労者医療の充実」「勤労者の安全向上」「産業保健の強化」

我が国の産業・経済の礎^{いしずえ}を維持、発展させるとともに、勤労者一人ひとりの人生を支える大きな役割を担っています

行動指針

- (1) 一般医療を基盤とした勤労者医療を常に先取りし、実践していきます
- (2) 健康で安全な職場を構築する研究などを進めます
- (3) 全ての勤労者の健康維持と安全向上に貢献します
- (4) 高い倫理観と社会規範のもとに行動します
- (5) 機構(労災病院群、労働安全衛生総合研究所、産業保健総合支援センターなど)内の連携や協働を進めます
- (6) 経営基盤の安定を図ります

※勤労者医療とは、勤労者の健康と職業生活を守ることを目的として行う医療及びそれに関連する行為の総称です。具体的には、疾病と作業・職業環境等との関係を把握し、そこからもたらされる情報をもとに、働く人々の疾病の予防、早期発見、治療、リハビリテーションを適切に行い、職場と連携して職場復帰、及び疾病と職業生活の両立を促進することはもとより、疾病と職業の関係についての研究成果及び豊富なデータの蓄積の上に、その全段階を通して、働く人々の健康の保持・増進から職場復帰に伴う就労に対する医学的支援に至る総合的な医療を実践することをいいます。

6 中期計画及び年度計画

第5期中期計画（期間：令和6年4月～令和11年3月）に掲げる項目及びその主な内容と令和7年度計画との関係は次のとおりです。

詳細につきましては、第5期中期計画及び令和7年度計画を御覧ください。

第5期中期計画と主な指標等	令和7年度計画と主な指標等
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
＜労災病院事業＞	
✓ 勤労者医療及び地域医療における役割の推進 ✓ 地域医療支援病院の要件以上の「患者紹介率、逆紹介率」の確保 ✓ 地域医療支援病院の承認を受けている労災病院の救急搬送応需率70%以上を毎年度確保 ✓ 治験症例数（製造販売後・市販後調査を含む。）を第5期中期目標期間中2万2,000件以上確保 ✓ 全ての労災病院が病院機能評価等の第三者評価の認定を受ける ✓ 患者満足度において全病院平均で80%以上の満足度を確保 ✓ 行政機関等への貢献	✓ 勤労者医療及び地域医療における役割の推進 ✓ 労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を76%以上、逆紹介率63%以上」の確保 ✓ 地域医療支援病院の承認を受けている労災病院の救急搬送応需率70%以上の確保 ✓ 治験症例数を4,400件以上確保 ✓ 全ての労災病院が病院機能評価等の第三者評価の認定を受ける。 ✓ 患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保 ✓ 行政機関等への貢献
＜治療就労両立支援事業＞	
✓ 治療と仕事の両立支援の推進 ✓ 支援した罹患者の件数を年間1,200件以上とすること。 ✓ 支援した罹患者へのアンケートを行い、90%以上から有用であった旨の評価を得る ✓ 産保センターで事例検討会を行った上で、参加者へのアンケートを行い、80%以上から有用である旨の評価を得る。 ✓ 両立支援コーディネーター研修及	✓ 治療と仕事の両立支援の推進 ✓ 支援した罹患者の件数を1,200件以上とすること。 ✓ 支援した罹患者へのアンケートを行い、90%以上から有用であった旨の評価を得る ✓ 産保センターで事例検討会を行った上で、参加者へのアンケートを行い、80%以上から有用である旨の評価を得る。 ✓ 両立支援コーディネーター研修及

び事例検討会にメンタルヘルス不調に係る内容を拡充し、両立支援コーディネーターの更なる実践の向上を図る。	び事例検討会にメンタルヘルス不調に係る内容を拡充し、両立支援コーディネーターの更なる実践の向上を図る。
＜専門センター事業＞	
✓ 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 ✓ 医療リハビリテーションセンターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を 80%以上確保 ✓ 総合せき損センターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を 80%以上確保 ✓ 患者満足度調査（入院）において、全施設平均で 80%以上の満足度を確保	✓ 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 ✓ 医療リハビリテーションセンターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を 80%以上確保 ✓ 総合せき損センターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を 80%以上確保 ✓ 患者満足度調査（入院）において、全施設平均で 80%以上の満足度を確保
＜労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進＞	
✓ 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 ✓ 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の対象となる研究におけるプロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について、平均点 3.5 点以上の評価を得ること。 ✓ プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の 80%以上について、厚生労働省から「政策効果が期待できる」との評価を受けること。 ✓ 法令等の制定、改正等への貢献の件数は、50 件以上とすること。 ✓ 労働衛生技術講演会有意義度調査において、平均点 2.0 点以上の評価を得ること。	✓ 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 ✓ 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の対象となる研究におけるプロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について、平均点 3.5 点以上の評価を得ること。 ✓ プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の 80%以上について、厚生労働省から「政策効果が期待できる」との評価を受けること。 ✓ 法令等の制定、改正等への貢献の件数は、10 件以上とすること。 ✓ 労働衛生技術講演会有意義度調査において、平均点 2.0 点以上の評価を得ること。
＜労働災害調査事業＞	
✓ 労働安全衛生法に基づく労働災害	✓ 労働安全衛生法に基づく労働災害

の原因調査の実施 ✓ 依頼元からの評価(平均点 2.0 以上)	の原因調査の実施 ✓ 依頼元からの評価 (平均点 2.0 以上)
<化学物質の有害性調査事業>	
✓ 化学物質の有害性調査の実施 ✓ OECD ガイドライン等に基づき試験を円滑に実施すること。 ✓ 試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究を行い、論文等として公表すること。	✓ 化学物質の有害性調査の実施 ✓ OECD ガイドライン等に基づき、労働安全衛生法第 58 条に規定する化学物質の有害性調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施できるように準備を進める。 ✓ 試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究を行い、論文等として公表すること。
<産業保健活動総合支援事業>	
✓ 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供 ✓ 専門的研修等を年間 5,300 回以上実施 ✓ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける相談対応件数は、年間で計 13 万件以上実施 ✓ 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る個別訪問支援件数は、年間で計 3,000 件以上とする ✓ 研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を 90%以上確保 ✓ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者、事業者等に対してアウトカム調査を実施し、80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにすること。	✓ 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供 ✓ 専門的研修等を 5,300 回以上実施 ✓ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける相談対応件数は、13 万件以上実施 ✓ 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る個別訪問支援件数は、年間で計 3,000 件以上とする ✓ 研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を 90%以上確保 ✓ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者、事業者等に対してアウトカム調査を実施し、80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにすること。

＜未払賃金立替払事業＞	
✓ 未払賃金の立替払業務の着実な実施 ✓ 請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で 20 日以内とすること	✓ 未払賃金の立替払業務の着実な実施 ✓ 請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で 20 日以内とすること
＜納骨堂の運営事業＞	
✓ 納骨堂の運営業務 ✓ 来堂者、遺族等の満足度調査で、平均点 3.0 点以上を得ること。	✓ 納骨堂の運営業務 ✓ 来堂者、遺族等の満足度調査で、平均点 3.0 点以上を得ること。
＜特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払業務＞	
✓ 給付金等の支払業務	✓ 給付金等の支払業務
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項	
1 業務運営の効率化に伴う経費節減 ✓ 第 5 期中期目標期間の最終年度において、令和 5 年度予算に比して、一般管理費については 15% 程度を、事業費については 5 % 程度を、それぞれ中期計画予算において削減 2 適正な給与水準の検証・公表 3 契約の適正化	1 業務運営の効率化に伴う経費節減 ✓ 運営費交付金を充当して行う事業については機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る 2 適正な給与水準の検証・公表 3 契約の適正化
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項	
1 労災病院の経営改善 ✓ 労災病院の病床利用率を各年度全国平均以上とする ✓ 損益計算において、労災病院事業として経常収支率（経常収益÷経常費用×100）を前年度より上回ることとする。 2 外部資金の活用等 3 経費の削減を見込んだ予算による業務運営の実施	1 労災病院の経営改善 ✓ 病院施設を効率的に稼働させることにより、全病院平均で一般病床の病床利用率について、全国平均以上を確保し、労災病院の収支改善に必要な医業収入の確保に努める ✓ 損益計算において、労災病院事業として経常収支率（経常収益÷経常費用×100）を前年度より上回ることとする。 2 外部資金の活用等 3 経費削減を見込んだ予算による業務運営の実施

4 保有資産の見直し	4 保有資産の見直し
5 保有資産の見直し	5 保有資産の見直し
6 短期借入金の限度額	6 短期借入金の限度額
IV その他業務運営に関する重要事項	
1 人事に関する事項 ✓ 能動的な人事管理 ✓ 優秀な研究員の確保・育成 ✓ 医療従事者の確保 ✓ 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成 ✓ 障害者雇用の着実な実施	1 人事に関する事項 ✓ 能動的な人事管理 ✓ 優秀な研究員の確保・育成 ✓ 医療従事者の確保 ✓ 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成 ✓ 障害者雇用の着実な実施
2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 ✓ 貸付先事業所の状況に応じ適切な債権管理等を行う	2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 ✓ 適切な債権管理を行うとともに、貸付回収金を国庫納付する。
3 内部統制の充実・強化等 ✓ 内部統制の充実・強化 ✓ 業績評価の実施 ✓ 事業実績の公表等	3 内部統制の充実・強化等 ✓ 内部統制の充実・強化 ✓ 業績評価の実施 ✓ 事業実績の公表等
4 公正で適切な業務運営に向けた取組	4 公正で適切な業務運営に向けた取組
5 決算検査報告指摘事項への対応	5 決算検査報告指摘事項への対応
6 情報セキュリティ対策の推進	6 情報セキュリティ対策の推進
7 広報に関する事項	7 広報に関する事項

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ア 主務大臣

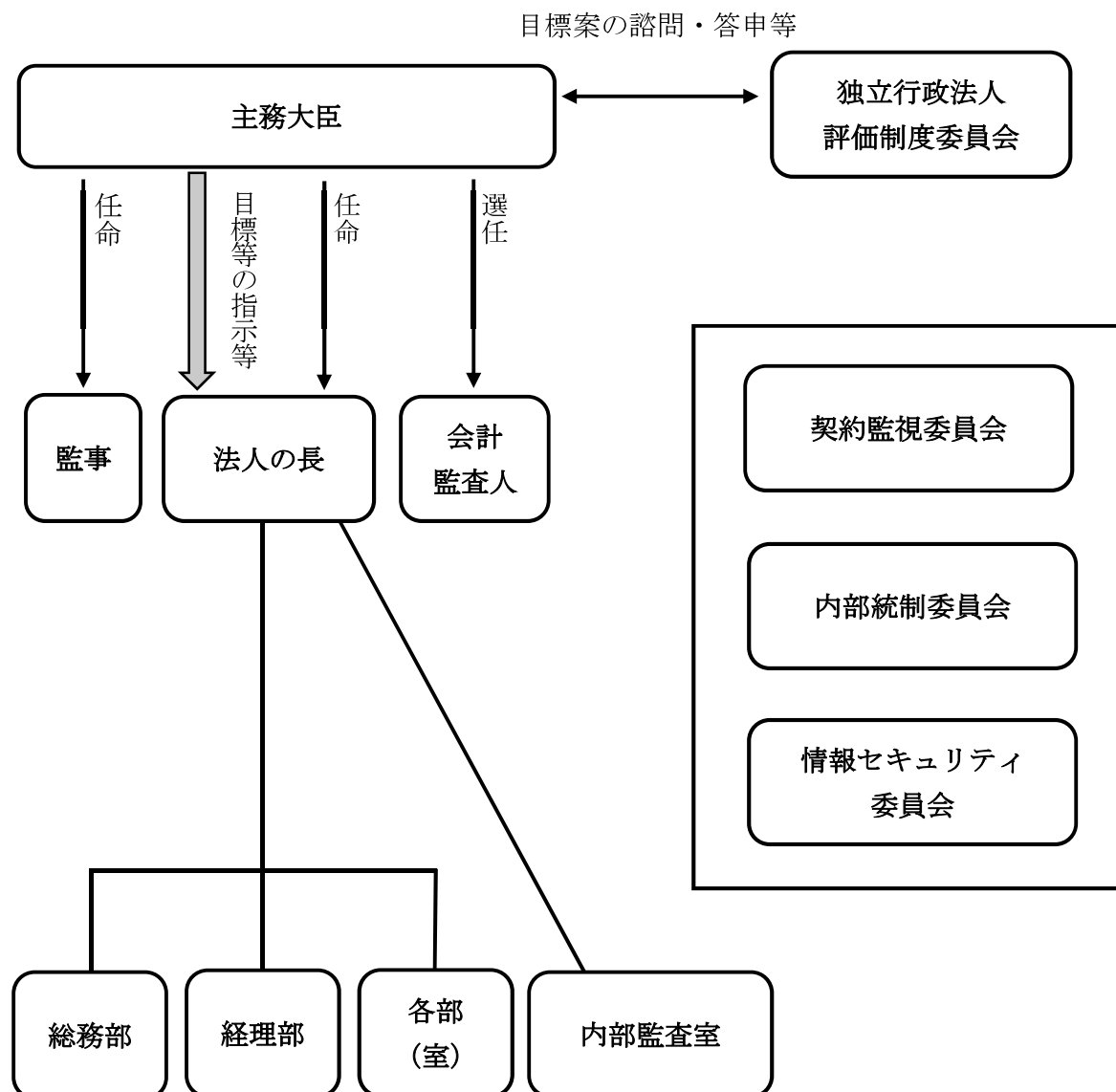
独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年法律第 171 号）第 18 条に基づき、主務大臣は厚生労働大臣となっています。

イ ガバナンス体制図

ガバナンスの体制は次頁のとおりです。なお、平成 26 年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成 27 年に内部統制に関する基本方針について業務方法書に明記し、内部統制の目的が、当機構の役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人労働者健康安全機構法又は他の法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことを明確化したところです。また、内部統制機能の有効性について会計監査人監査のほか、契約監視委員会、内部統制委員会、情報セキュリティ委員会などの役職員、外部有識者等からなる委員会を設け、ガバナンスの確保に努めています。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書を御覧ください。

当機構のガバナンス体制図



(2) 役員等の状況

ア 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴（令和8年3月31日現在）

役 職 名	氏 名	就任年月日	最 終 経 歴
理事長 (定数1人、任期：中期目標 期間の末日まで)	大西 洋英	R 6. 4. 1	R 4. 4 労働者健康安全機構 本部総括研究ディレク ター
理 事 (定数5人、任期：2年)	久知良 俊二	R 6. 4. 1	R 4. 9 埼玉労働局長
	遠藤 謙司	R 6. 4. 1	R 5. 4 労働者健康安全機構 審議役
	中岡 隆志	R 4. 4. 1	R 2. 4 埼玉県立がんセンター 副病院長
	高野 順子	R 4. 4. 1	H31. 1 医薬品医療機器総合機構 医薬品安全対策第一部 調査専門員
	丹羽 啓達	R 3. 7. 1	R 2. 4 労働基準局安全衛生部 安全課建設安全対策室長
監 事 (定数2人、任期：令和10 年度財務諸表承認日まで)	有田 克彦	R 6. 7. 1	R 3. 4 東京海上日動火災保険株 式会社 常務執行役員
	黒澤 久美子 (非常勤)	R 6. 7. 1	R 5. 1 黒澤久美子公認会計士 事務所所長

イ 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は有限責任あずさ監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は29百万円（税込）となっています。非監査業務に基づく報酬はありません。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和7年度末現在において15,081人（前期比△194人減少、1.3%減）であり、平均年齢は39.3歳（前期末39.2歳）となっています。このうち、国等からの出向者は77人となっています。

当機構は、女性職員がその能力を十分に発揮できる働きやすい環境を整備するため、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定しています。

なお、管理職に占める女性の割合（令和8年4月現在）は32.0%となっています。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ア 当事業年度中に完成した主要施設等
山陰労災病院
- イ 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当なし
- ウ 当事業年度中に処分した主要施設等
該当なし

(5) 純資産の状況

ア 資本金の額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	153,785	—	—	153,785
資本金合計	153,785	—	—	153,785

イ 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和7年度は、目的積立金の申請を行っていません。

繰越積立金の取崩状況については、社会復帰促進等事業勘定において損失の処理及び事業の財源等に充当するために、前中期目標繰越積立金(73百万円)を取り崩しています。

(6) 財源の状況

当法人の経常収益は368,687百万円で、その内訳は、医療事業収入314,992百万円(経常収益の85.4%)、運営費交付金収益10,795百万円(経常収益の2.93%)、施設費収益84百万円(経常収益の0.02%)、補助金等収益35,290百万円(経常収益の9.6%)、その他収益7,527百万円(経常収益の2.0%)となっています。

これを事業別に区分すると、研究及び試験事業では、運営費交付金収益2,933百万円(経常収益の75.2%)、補助金収益690百万円(経常収益の17.7%)、賞与引当金見返に係る収益88百万円(経常収益の2.2%)、退職給付引当金見返に係る収益93百万円(経常収益の2.4%)

労働災害調査事業では、運営費交付金収益74百万円(経常収益の96.6%)

労災病院事業では、医療事業収入307,524百万円(経常収益の95.8%)、補助金等収益8,517百万円(経常収益の2.7%)

化学物質等の有害性調査事業では、運営費交付金収益841百万円(経常収益の97.9%)、賞与引当金見返に係る収益12百万円(経常収益の1.4%)

産業保健活動総合支援事業では、補助金等収益4,408百万円(経常収益の72.9%)、運営費交付金収益1,513百万円(経常収益の25.0%)

治療就労両立支援事業では、運営費交付金収益1,249百万円(経常収益の91.1%)

専門センター事業では、医療事業収入7,438百万円(経常収益の83.0%)、運営

費交付金収益 623 百万円（経常収益の 7.0%）、賞与引当金見返に係る収益 206 百万円（経常収益の 2.3%）、退職給付引当金見返に係る収益 420 百万円（経常収益の 4.7%）

未払賃金立替払事業では、補助金等収益 9,808 百万円（経常収益の 98.6%）

納骨堂の運営事業では、運営費交付金収益 98 百万円（経常収益の 90.1%）、雑益 10 百万円（経常収益の 9.5%）

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払では、補助金等収益 11,693 百万円（経常収益の 95.9%）

看護専門学校事業では、運営費交付金収益 1,023 百万円（経常収益の 56.9%）、雑益 546 百万円（経常収益の 30.4%）、賞与引当金見返に係る収益 59 百万円（経常収益の 3.3%）、退職給付引当金見返に係る収益 109 百万円（経常収益の 6.1%）

労働安全衛生融資貸付事業では、運営費交付金収益 13 百万円（経常収益の 88.7%）、財務収益 2 百万円（経常収益の 10.9%）、雑益 0 百万円（経常収益の 0.4%）

その他の事業では、運営費交付金収益 7 百万円（経常収益の 62.7%）、受託収入 4 百万円（経常収益の 35.9%）

法人共通では、運営費交付金 2,277 収益百万円（経常収益の 90.7%）、賞与引当金見返に係る収益 102 百万円（経常収益の 4.1%）、退職給付引当見返に係る収益 100 百万円（経常収益の 4.0%）となっています。

（7）社会及び環境への配慮等の状況

近年、地球温暖化を始めとした環境問題が深刻化する状況において、当機構が事業活動を実施するに当たり、環境配慮の方針を定め、省エネルギー・省資源に対する取組、環境物品等の積極的な調達、環境保全に関する諸法令等の厳守など、環境負荷の低減に取り組んでいます。

今後とも、環境保全に関する取組を一層充実させてまいりたいと考えておりますので、皆様方の御理解と御支援をお願い申し上げます。詳細につきましては、今後公表される環境報告書も御覧ください。

以下のとおり、環境配慮の目標に対して目標を達成するための具体的な取組を実施しています。

【環境配慮の目標】

- （1）グリーン調達（環境物品の調達）の推進に努める。
- （2）地球温暖化対策に努める。
- （3）省エネルギー、省資源に対する取組を推進し、環境負荷の低減に努める。
- （4）廃棄物の適正処理に努める。
- （5）環境保全に関する諸法令等を遵守する。

【目標を達成するための具体的な取組】

- （1）グリーン調達（環境物品等）の推進に努めます。
- （2）地球温暖化防止対策に努めます。

- ア E S C O事業を活用し、積極的に温室効果ガス削減に努めます。
 - イ 当機構における温室効果ガス排出量の把握と低減に努めます。
 - ウ 施設の建設時においては、環境負荷のより少ない建築資材・工法の採用、高効率機器の採用、省エネルギー設備システムの採用に努めます。
- (3) エネルギー使用量削減等に対する取組を推進し、環境負荷の低減に努めます。
- ア 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮
 - (ア) 低公害車を導入します。
 - (イ) 公用車を効率的に利用します。
 - (ウ) エネルギー消費効率の高い機器を導入します。
 - イ 建築物の建築・管理等に当たっての配慮
 - (ア) 既存の建築物におけるエネルギー対策を徹底します。
 - (イ) 冷暖房の適正な温・湿度管理を行います。
 - (ウ) 水を有効に活用します。
 - (エ) 敷地内の緑化を推進します。
 - ウ その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出抑制等の配慮
 - (ア) エネルギー使用量を抑制します。
 - (イ) 電力の購入契約において温室効果ガス排出削減に配慮します。
 - エ 職員に対する研修
 - (ア) 地球温暖化対策に関する研修の機会・情報の提供を行います。
 - (イ) 職員から省エネに資するアイデアを募集します。
- (4) 廃棄物の適正処理等に努めます。
- ア 廃棄物処理に関する諸法令等を厳守し、適正な廃棄物処理に努めます。
 - イ 用紙類の使用量の削減に努めます。
 - ウ リサイクル利用製品等を長期間使用します。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

当機構は、過労死関連疾患、アスベスト、メンタルヘルス、脊髄損傷、産業中毒など、勤労者の職業生活を脅かす疾病や事業場における災害に関して、働く人の視点に立って被災労働者などが早期に職場復帰し、疾病の治療と職業生活の両立が可能となるような支援を推進しています。また、職業性疾病について臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査・研究、その成果の普及を行うことにより労働者の健康及び安全の確保を図るため、各施設で以下の取組を行っています。

労災病院においては、労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーションまで職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供しています。

治療就労両立支援センターにおいては、治療と就労の両立支援、労災疾病研究とモデル予防法・モデル医療技術の開発・普及に努めています。

産業保健総合支援センターにおいては、産業保健関係者（職域関係者）に対し

での研修等を通じた知見の普及に努めています。

また、地域産業保健センターにおいては、小規模事業場やそこで働くに対して、健康相談、面接等の産業保健サービスを提供しています。

さらに、労働安全衛生総合研究所においては、労働現場における負傷、疾病等の災害の防止を図るための高度な専門的知見に基づく災害原因の調査と再発防止策の提言や化学物質等の有害性調査等を行うなど、当機構の各施設がそれぞれの役割をしっかりと果たすことで、労働者の福祉の増進に努めています。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

独立行政法則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律 66 号）に基づき、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について、平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知において示されている業務方法書に記載すべき内部統制システムの整備に関する事項を踏まえ、業務方法書に新たに「役員（監事を除く。）の職務が独立行政法人通則法、独立行政法人労働者健康安全機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」の章（現第 12 章）を追加し、内部統制の確立に関する規程その他関係規程等の所要の改正を行い、組織全体で取組を実施しているところです。

リスク管理に係る取組として、情報セキュリティインシデントや個人情報漏えいなどの中期目標等の達成を阻害する機構の業務活動に関するリスクの発生状況を把握する体制を構築しており、内部統制委員会を開催し、当該リスクに係る発生原因の分析結果、評価及び対応方針等を審議しています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

ア リスクへの対応状況

(ア) サイバーセキュリティの体制強化に関する対応状況

情報セキュリティインシデントとして、サイバー攻撃による組織機能の停滞や個人情報漏えい等がシステムの安定稼働上の重大なリスクの一つとなりうる脅威であると認識しています。当機構においては「サイバーセキュリティ対策規程」を制定し、セキュリティ対策に努めているところです。

また、サイバー攻撃については年々巧妙かつ執拗になっていることから、これらに対応した情報セキュリティ教育・訓練の定期的な実施を行うとともに、特に情報セキュリティインシデントが発生した場合の対応なども含め、常日頃から適切かつ迅速な対応を図るよう努めています。

(イ) 個人情報漏えい防止に関する対応状況

各業務に関わる個人情報の漏えいについて、外部からの侵入や不正持ち出しによる漏えいのほか、日常の業務遂行上のミスなどの事務事故などによる情報の漏えい、滅失、き損等を未然に防止するため、保有個人情報の管理体制、教育研修、職員の責務等について「個人情報保護規程」を定め、適正な管理に努めています。

(ウ) 業務部門ごとの業務フローの作成

業務方法書（第 12 章）に記載された「業務部門ごとの業務フローの作成、業務に内在するリスク因子の把握、分析、評価等に取り組む（リスクの評価と対応）」に基づき、業務部門ごとに業務フローを作成しており、当該業務フローに基づき業務活動を遂行しています。

イ 業務実施体制の見直し

(ア) サイバーセキュリティ対策規程の見直し

「サイバーセキュリティ基本法」に基づき設置されたサイバーセキュリティ戦略本部によって策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）」において、「情報セキュリティ対策に係る基本方針や情報セキュリティ確保のための対策の基準を定めること」と規定されていることを受けて、当機構では、サイバーセキュリティ対策規程（平成 29 年規程第 5 号。以下「対策規程」という。）を制定しております。なお、当該対策規程については、統一基準群の改定に併せて適宜訂正しております。

(イ) 個人情報保護規程の見直し

当機構においては、保有する個人情報等の適切な管理を図ることを目的として、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」等の関係法令に基づき個人情報保護規程（平成 17 年規程第 3 号）を定めています。

(ウ) 業務部門ごとのリスク対応計画の精緻化による見直し

作成した 30 事業に係るリスク対応計画について、業務フローの変更等に伴う見直しのほか、精緻化による見直しを継続して実施しています。

詳細につきましては、業務実績等報告書を御覧ください。

なお、リスクの評価と対応を含む内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書を御覧ください。

9 業績の適正な評価の前提情報

令和7年度の当機構の各業務についての御理解とその評価に資するため、各事業の主な事業内容を示します。

労災病院事業

疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組んでいます。

1. 疾病に関する高度・専門的な医療の提供

疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療の総合的な取組について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携の下、先導的に実践し、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等推進を図っています。

2. 地域医療への貢献

地域医療を支援するため、紹介患者の受入れ等地域の医療機関等との連携強化、重篤な患者に対する救急医療の提供及び救急搬送の受入体制の強化を図ることで地域における中核病院としての役割を担っています。

また、地域医療構想等において求められている病床機能を適切に選択する等、必要に応じて診療機能等の見直しを実施することで、地域医療に貢献しています。

3. 大規模労働災害等への対応

国の政策に基づく医療を担う病院グループとして、大規模労働災害を始めとした災害や新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応を速やかに行えるような体制を確保しています。

4. 産業医等の育成支援体制の充実

事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図り産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図っています。

5. 行政機関等への貢献

労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について

積極的に協力しています。

また、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応するとともに、医療機関に対する研修等により診断技術の普及、向上を積極的に図っています。

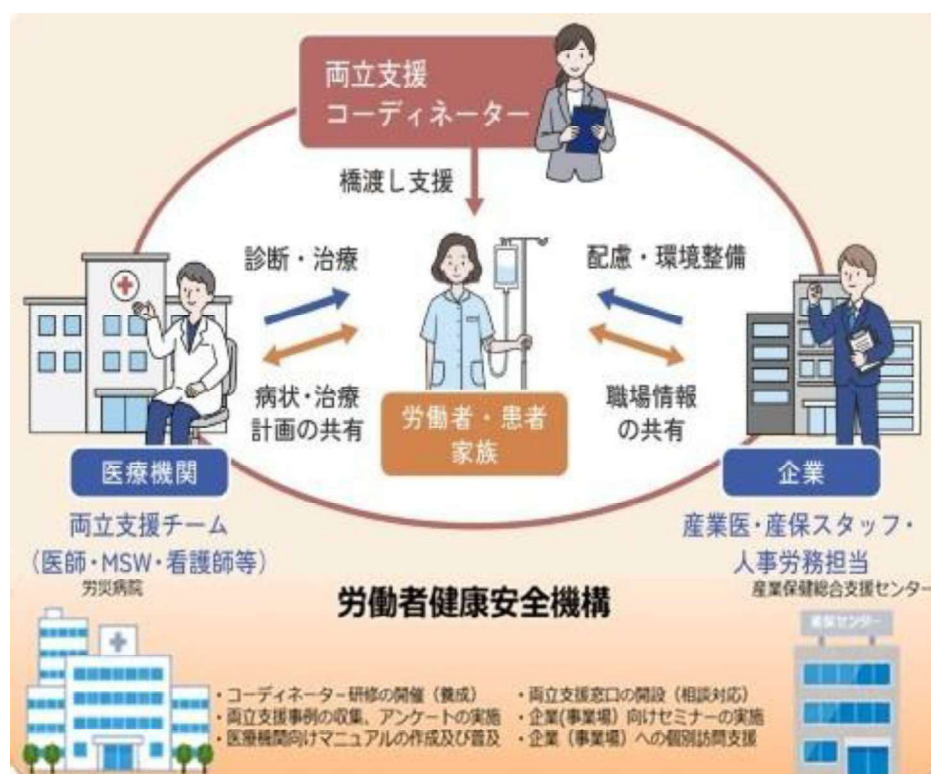
業務実績評価のための定量的指標

- ・地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」の確保
- ・地域医療支援病院の承認を受けている労災病院の救急搬送応需率の確保
- ・患者満足度調査における満足度
- ・治験症例数

治療就労両立支援事業

就労年齢の延長に伴い、疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者を一体的に取り組んでいます。

また、治療と仕事の両立を図る上で、医療と職域間の連携が必要となるところ、労働者・患者家族側と医師・MSW・看護師などの医療側、産業医・産業保健スタッフ・人事労務担当者などの企業側の3者間の情報共有のためのコーディネーターの養成・配置に向け、研修事業等を実施しています。



業務実績評価のための定量的指標

- ・ 支援した罹患者の件数
- ・ 支援した罹患者へのアンケート調査（支援した罹患者からの評価）
- ・ 全都道府県の産業保健総合支援センターの事例検討会の参加者へのアンケート調査（参加者からの有用との評価）

専門センター事業

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて、両センターが有する医学的知見を活用し、外傷による脊椎・脊髄障害等、重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するとともに、治療開始から職場復帰までの事例収集・分析、継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及や、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発及び普及に取り組んでいます。

業務実績評価のための定量的指標

- ・ 医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合
- ・ 患者満足度調査における満足度

研究及び試験事業

労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

労働安全衛生分野の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を生かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものについて重点化して研究を行うとともに、新たな政策課題が生じた際にも迅速に対応できるよう、中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進しています。

労災疾病等に係る研究開発の推進

労働災害の発生状況等を踏まえ、時宜に応じた研究に取り組むため、「職業性疾病等の原因、診断及び治療」、「労働者の健康支援」、「労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化」の3領域について研究を行っています。

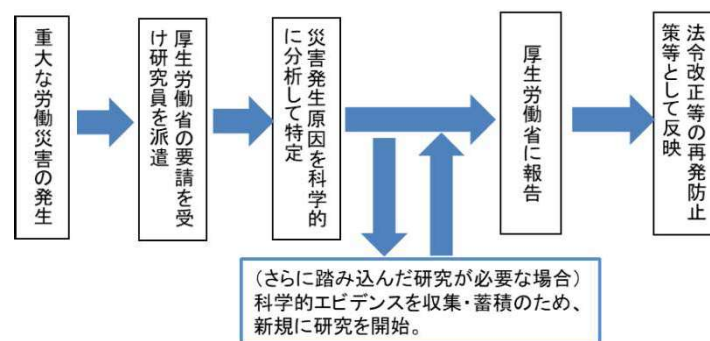
業務実績評価のための定量的指標

- ・法令・基準等の制定及び改正等への貢献数
- ・外部評価における研究成果の評価点数
- ・研究の報告書に対する「政策効果が期待できる」との評価割合
- ・安全衛生技術講演会有意義度調査における評価点数

労働災害調査事業

厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告しています。

災害調査の流れ



業務実績評価のための定量的指標

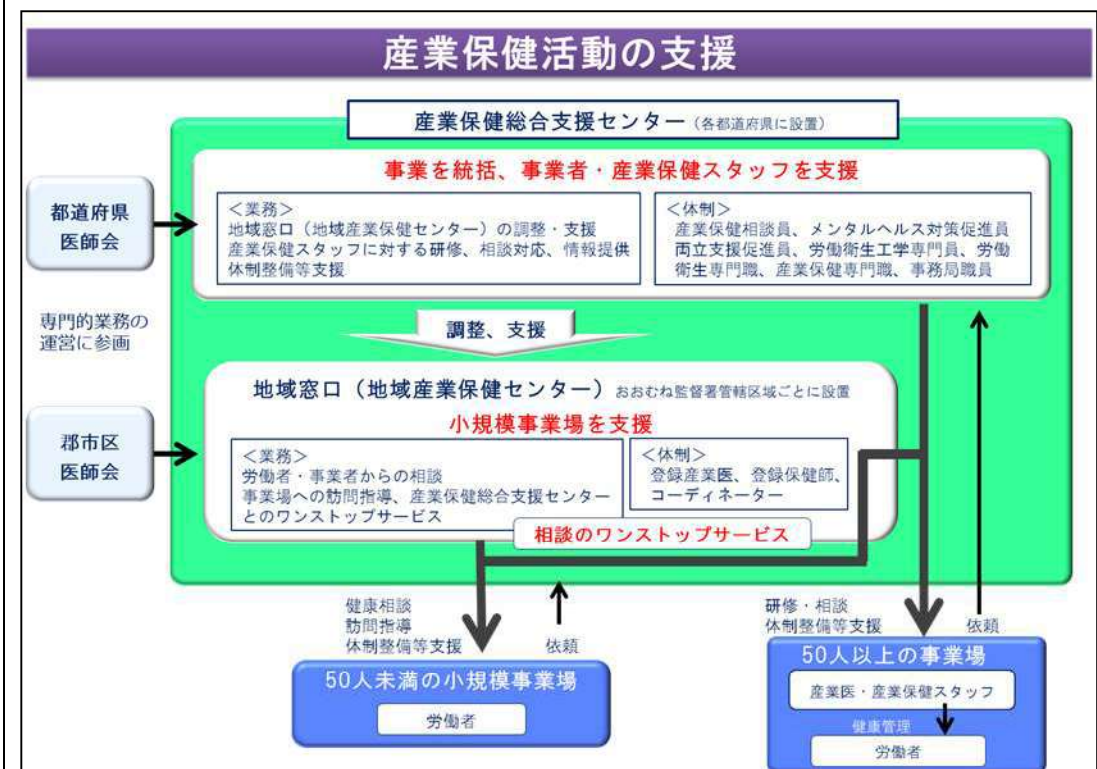
- ・ 厚生労働省等依頼元へのアンケート調査（依頼元からの評価）

化学物質等の有害性調査事業

化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、短期の吸入試験及び経皮試験を中心に国際的な基準である OECD ガイドライン等に基づき、有害性調査を実施するなど、労働安全衛生法に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意し取り組んでいます。

産業保健活動総合支援事業

産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）や第 14 次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援しています。



業務実績評価のための定量的指標

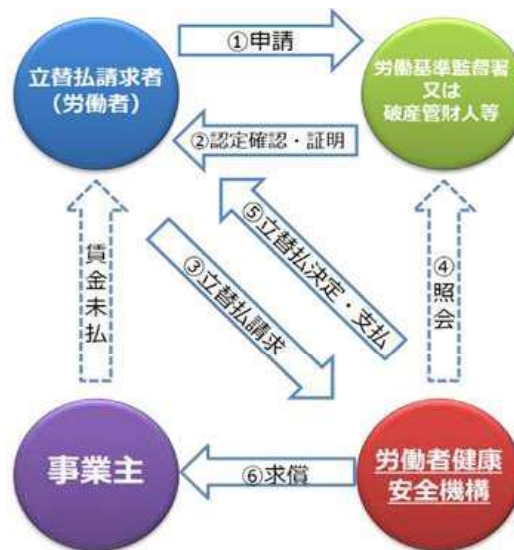
- ・ 専門的研修等の実施回数
- ・ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談件数
- ・ 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る個別訪問支援件数
- ・ 研修、相談の利用者へのアンケート調査（利用者からの評価）
- ・ 産業保健総合支援センター等で実施する事業が与えた効果の把握（アウトカム調査の実施）

- 業務実績評価のための定量的指標
- ・ 専門的研修等の実施回数
 - ・ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談件数
 - ・ 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る個別訪問支援件数
 - ・ 研修、相談の利用者へのアンケート調査（利用者からの評価）
 - ・ 産業保健総合支援センター等で実施する事業が与えた効果の把握（アウトカム調査の実施）

未払賃金立替払事業

未払賃金立替払制度は、労働者とその家族の生活の安定を図る国のセーフティネットとして、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払する制度です（賃金の支払の確保等に関する法律）。

当機構は、立替払の実施とその立替払金に相当する額について労働者の賃金請求権を代位取得し、事業主等への求償を行っています。



業務実績評価のための定量的指標

- ・ 請求書の受付日から支払日までの期間

納骨堂の運営事業

産業災害により殉職された方々の尊い御霊をお慰めするため、昭和 47 年 5 月に建立された高尾みころも霊堂において、開堂以来、毎年秋に御遺族を始め政財界、労働団体の代表等をお招きし、産業殉職者合祀慰霊式を挙げるほか、多彩な行事を催し、御霊をお慰めしています。

業務実績評価のための定量的指標

- ・ 来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価割合

<産業殉職者合祀慰霊式 於：高尾みころも霊堂>



特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務

建設アスベスト給付金制度は、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」（令和3年法律第74号）に基づいて、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり、精神上的苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ損害の迅速な賠償を図るための制度です。

当機構は、同法に基づき、厚生労働大臣からの委託により、「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を設け、国の認定を受けた方に対する建設アスベスト給付金の支払業務を実施しています。

